

生産部会・出荷組合 規約（記入例）

部会・組合の名称： _____ 制定日（改正日）： _____ 事務局： _____

条項	規約に書く内容	書き方のポイント
名称・事務局	この会は〇〇ミニトマト部会（以下「部会」）という。事務局は〇〇農業協同組合 営農センターに置く	事務を誰が担うか（JA・直売所・役員）も書く
目的	ミニトマトの品質をそろえ、共同で出荷・販売することで、部会員の所得の向上と技術の向上を図り、部会員の親睦を深める	何のための集まりかを、自分たちの言葉で書く
事業	(1)栽培講習会・圃場巡回 (2)出荷規格の検討と目そろえ会 (3)共同出荷・販売促進 (4)生産履歴の記帳の推進 (5)視察研修	目的に沿った活動を並べる
部会員の資格	〇〇地区でミニトマトを栽培し、部会の目的に賛同する生産者	品目・地区・栽培方法など、入れる人の条件を書く
加入	加入を希望する人は加入届を事務局に出し、役員会の承認を得て部会員となる	承認する場合（役員会・総会）を決めておく
脱退	部会員は、事務局に届け出て脱退できる。脱退した年度の部会費は返さない	脱退の手続きは簡単にし、不当な制約をつけない
除名	部会の名誉を著しく傷つけたとき、規約に違反し注意を受けても改めないときは、総会の議決で除名できる。事前に本人に通知し、弁明の機会を与える	全量出荷しないこと、他の出荷先を使うことを除名の理由にしない
役員	部会長1名、副部会長1名、会計1名、監事2名。任期は2年とし、再任を妨げない	人数・任期・欠員が出たときの扱いを書く
役員の選任・職務	役員は総会で部会員の中から選ぶ。部会長は部会を代表し、副部会長は部会長を補佐する。会計は帳簿を整え、監事は会計と業務を監査して総会に報告する	選び方と、それぞれの役目を書く
総会	定期総会は毎年4月に部会長が招集する。部会長が必要と認めたとき、または部会員の3分の1以上の請求があったときは臨時総会を開く	開く時期と、臨時総会を求められる条件を書く
総会の成立・議決	部会員の過半数の出席で成立する。委任状・書面での議決は出席とみなす。議事は出席者の過半数で決め、可否同数のときは議長が決める	委任状を出席に数えるかを必ず書く
総会の議決事項	(1)事業計画と予算 (2)事業報告と決算 (3)役員の選任 (4)部会費の額 (5)規約の変更 (6)部会員の除名 (7)その他重要な事項	規約の変更・予算・決算・役員は総会で決める
役員会	部会長・副部会長・会計・支部長で構成し、総会に出す議案、加入の承認、出荷計画を話し合う	総会との役割分担を書く
部会費・経費	部会費は1人年3,000円とし、6月末までに納める。経費は部会費・助成金・その他の収入でまかなう	金額は総会で決め、変えたら規約か細則に残す
会計・監査	会計年度は4月1日から翌年3月31日まで。会計は通帳と帳簿で収支を明らかにし、監事の監査を受けて総会で報告する	部会名義の口座と、監査の時期を決めておく
出荷のルール	部会で出荷するときは、部会で決めた出荷規格・荷姿・出荷日に従う。出荷する品目の生産履歴（農薬・肥料の使用記録）を記帳し、求めに応じて事務局に提出する	品質と安全のためのルールを書く。出荷先の選択は各自の自由
規約違反への対応	出荷規格や生産履歴の記帳を守らないときは、役員会で注意し、改めるまでその出荷を部会の出荷から外することができる	段階（注意→出荷の見合わせ→除名）と、決める場を書く
規約の変更・細則	規約の変更は総会の議決による。この規約に定めのない事項は、役員会で細則として定め、総会に報告する	
附則	この規約は2026年4月1日から施行する	改正したら改正日を追記する

- ・ 記入例は架空の部会です。部会・出荷組合の規約に決まった様式はありません。部会員で話し合い、総会で決めてください。
- ・ 「生産物の全量を農協に出荷する」「指定した出荷先以外に出荷したら除名する」などの定めは、加入や取引の条件として事業の利用を強制するものとして、農業協同組合法や独占禁止法に抵触するおそれがあると農林水産省が示しています。出荷先の選択は部会員の自由にします。

- 規約の作り方は、JAの営農指導員や普及指導センターなどに相談できます。

ミノリス（minorisu.com）の無料テンプレート